

## 石橋複合施設整備事業 ヒアリング実施要領

石橋複合施設整備事業（以下、「本事業」という。）に関する事業者選定において、応募者に対して、7月27日（月）に、以下の通りプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### （1）ヒアリングの位置付け

本プレゼンテーションは事業者選定基準における「提案審査のうち提案内容の評価」を行うにあたり、選定委員が提案書の理解を深めるために行うものである。

### （2）プレゼンテーション及びヒアリング

① 応募者の持ち時間は50分間とし、プレゼンテーション20分間、質疑応答30分間とする。

② プレゼンテーションの方法は、以下の通りとする。

ア 事業者が入室後、事務局よりプレゼンテーション開始の指示を行う。この指示より20分間のプレゼンテーション時間を厳守すること。

イ プレゼンテーションは提案書に記載の内容で説明を行うこととし、追加の補足提出書類に基づく説明、当日資料配布やパネルの利用は認めない。 模型を持参することは可とする。

ウ プレゼンテーション用ソフト（パワーポイントなど）を利用した説明は可とするが、説明に用いる語句、図面及び画像は提案書に記載されているものに限る（提案書の内容の拡大表示、順番の入替等は可とする。）。 なお、提案書に記載されている図面や画像であっても、それらを動画として再構成して映写することは認めない。

※原則として、パソコン、プロジェクター及び接続ケーブル等は事業者が用意・接続すること。

※市でスクリーン（サイズ：100インチ）、延長コード、ドラムを準備する。

※市の準備する「プロジェクター（EPSON WB-1761W）」及び「ミニ D-sub 15pin - アナログ RGB（VGA）ケーブル」を利用することも可とするが、接続等の準備は、事業者の責任において実施すること。なお、市で準備するプロジェクターは「HDMI ケーブル（長さ5m以上）」を持参すれば利用することも可である。

ただし、接触不良等により当該プロジェクターの利用ができない場合の責任については、市は何ら責任を負わない。

エ 会場レイアウトについては次頁を参照すること。

③ 説明者

説明者は本事業の主だった責任者の立場にある者とし、出席者は8名までとする。

### （3）その他

① 説明は、簡潔明瞭に行うこととし、制限時間を厳守すること。

② 7月22日（水）12：00までに出席者の所属・氏名を明示した一覧を、任意の様式で市にメールすること。

③ 提案書を逸脱する内容が含まれている場合は、失格となることがあるので注意すること。

【会場レイアウトイメージ】

